

府子本第 909 号
令和 2 年 9 月 24 日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成 28 年 7 月 20 日付けで「平成 28 年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第 474 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 2 年 7 月 4 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定期型								
母子保健型								
実質的に係る補正給付を行う事業								
日用品・文具用具等(教育・保育給付指定児童等)								
副食材料費(施設等利用給付指定児童等)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間看護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型I及び幼稚園型II								
認可特別型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分計								
合計								

〔記入上の注意〕

- ⑤欄には、交付実績の別欄の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に④を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り上げ)を記入すること。

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定期型								
母子保健型								
実質的に係る補正給付を行う事業								
日用品・文具用具等(教育・保育給付指定児童等)								
副食材料費(施設等利用給付指定児童等)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間看護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型I及び幼稚園型II								
認可特別型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分計								
合計								

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定期型								
母子保健型								
実質的に係る補正給付を行う事業								
日用品・文具用具等(教育・保育給付指定児童等)								
副食材料費(施設等利用給付指定児童等)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間看護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型I及び幼稚園型II								
認可特別型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分計								
合計								

改正後

現行

〔記入上の注意〕

- ⑤欄には、交付実績の別欄の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に④を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り上げ)を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(1)								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
利用者支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
特別措置(1)分計								1/3

〔記入上の注意〕

- 特別措置分(1)業には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)及び4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
幼児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2)計								10/10
特別措置分小計								
総 合 計								

〔記入上の注意〕

- 特別措置分(2)業には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「特別措置分小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)計」欄と「特別措置分(2)計」欄の額を合計した額を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(1)								
放課後児童健全育成事業								
子育て援助活動支援事業								
利用者支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
特別措置(1)分計								1/3

〔記入上の注意〕

- 特別措置分(1)業には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)及び4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(2)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
幼児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2)計								10/10
特別措置分小計								
総 合 計								

〔記入上の注意〕

- 特別措置分(2)業には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 「特別措置分小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)計」欄と「特別措置分(2)計」欄の額を合計した額を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後	現行
<p>1. 利用者支援事業～10. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="470 297 780 465" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 317 1858 485" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

別表2

11. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余格活用型			
6. 居宅介護型			
小計(1+2+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~6)	0	0	0

〔記入上の注意〕

1. ②③欄には、「(1)-一般型(一般分)」「(1)-一般型(その他分)」「(2)幼稚園型 I」「(3)幼稚園型 II」「(4)余格活用型」「(5)居宅介護型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

現行

市町村名 _____

別表2

11. 一時預かり事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余格活用型			
6. 居宅介護型			
7. 災害特別型			
小計(1+2+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

〔記入上の注意〕

1. ②③欄には、「(1)-一般型(一般分)」「(1)-一般型(その他分)」「(2)幼稚園型 I」「(3)幼稚園型 II」「(4)余格活用型」「(5)居宅介護型」「(6)災害特別型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

市町村名 _____

改正後

現行

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業地域 月数	平日		長期休業日(8時間未満)		休日		緊急 特別支援児童 対象児童	
						一般型 対象児童 (1～2エを 除く)	長期時間 2時間 未満	長期時間 2～3 3時間 以上	長期時間 2時間 未満	長期時間 2～3 3時間 以上	長期時間 2時間 未満	長期時間 2～3 3時間 以上	長期時間 2時間 未満
1		①											
2													
3													
4													
5													
計													

No.	担当職員の配置	研修受 保育者 合計	開所時間	開所日数	基幹型施設 設置	地域密着Ⅱ 型	開設準備経費		対象児童の受 入予定額	国庫補助 金額額
							研修費等 費料	乳幼児保育 費料		
1		⑩		⑪						⑫
2										
3										
4										
5										
計										

- (記入上の注意)
- ①～②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
 - ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、児童福祉法第94条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、児童福祉法第94条の12の規定に基づき届出を行っていない施設については切り捨てて記載を記入すること。
 - ⑥欄は、48時間又は特別利用保育として提供される特別型(合計)を記入すること。
 - ⑦欄は、緊急一時保育の年間延べ利用延べ児童数を記入すること。
 - ⑧～⑩欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用延べ児童数を記入すること。
 - ⑪～⑫欄は、一時保育の事業に從事する職員数を記入すること。
 - ⑬欄は、1日当たり平均利用児童数がおおよそ3人以下の施設において家庭的保育と同様の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみを記入すること。
 - ⑭欄は、年間の開所日数を記入すること。
 - ⑮欄は、基幹型施設の場合は、空欄に〇を記入すること。
 - ⑯欄は、地域密着Ⅱ型として実施している場合は、空欄に〇を記入すること。
 - ⑰欄は、開設準備経費におけるそれぞれの集積を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

改正後

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業地域 月数	平日		長期休業日(8時間未満)		休日		緊急 特別支援児童 対象児童	
						一般型 対象児童 (1～2エを 除く)	長期時間 2時間 未満	長期時間 2～3 3時間 以上	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日	長期時間 2時間 未満	長期時間 2～3 3時間 以上
1		①											
2													
3													
4													
5													
計													

No.	担当職員の配置	研修受 保育者 合計	開所時間	開所日数	基幹型施設 設置	地域密着Ⅱ 型	開設準備経費		対象児童の受 入予定額	国庫補助 金額額
							研修費等 費料	乳幼児保育 費料		
1		⑩		⑪						⑫
2										
3										
4										
5										
計										

- (記入上の注意)
- ①～②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他()から該当するものを記入すること。その他の場合は()内に具体的な実施場所を記載すること。
 - ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
 - ④欄は、児童福祉法第94条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
 - ⑤欄は、児童福祉法第94条の12の規定に基づき届出を行っていない施設については切り捨てて記載を記入すること。
 - ⑥欄は、48時間又は特別利用保育として提供される特別型(合計)を記入すること。
 - ⑦欄は、緊急一時保育の年間延べ利用延べ児童数を記入すること。
 - ⑧～⑩欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用延べ児童数を記入すること。
 - ⑪～⑫欄は、一時保育の事業に從事する職員数を記入すること。
 - ⑬欄は、1日当たり平均利用児童数がおおよそ3人以下の施設において家庭的保育と同様の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみを記入すること。
 - ⑭欄は、年間の開所日数を記入すること。
 - ⑮欄は、基幹型施設の場合は、空欄に〇を記入すること。
 - ⑯欄は、地域密着Ⅱ型として実施している場合は、空欄に〇を記入すること。
 - ⑰欄は、開設準備経費におけるそれぞれの集積を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="112 239 889 277">11. 一時預かり事業(1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="470 297 780 465" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 317 1858 485" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)				④、⑧以外の 対象乳幼児 ⑨	対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基準額 ⑪
				在籍する特定障害 児(障害者)	障害施設等とは別の特定障害 児(障害者)	障害施設等を利用する 児童(幼児)	障害施設外の 児童(幼児)			
1	①	②	③	④	⑤ 1号認定	⑥ 2号認定	⑦ 3号認定	⑧		
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末までの部分について記入すること。(利用が1月末済の場合でも1人とカウントすること。)
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末済の場合でも1人とカウントすること。)
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

改正後	現行
<p>12. 病児保育事業～ 4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業</p> <div data-bbox="470 355 780 523" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 358 1858 526" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

		市町村名									
事業名	事業費 ① 円	寄附金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入残額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑨) 円
特定分											
延長保育事業											
依據後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分計											
Ⅱ 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
奨励費取込に係る精算届付を行う事業											
自前・文庫員費(保育・児童給付認定保護者)											
自前・文庫員費(保育・児童給付認定保護者)											
多岐な事業の参入促進・能力活用事業											
新参参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
依據後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間急襲等事業											
児童養護施設等事業											
児童養護施設等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
子育て支援拠点事業											
一時保育事業											
一時保育事業											
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型											
一般型											
居宅訪問型Ⅰ及び幼保連携型Ⅱ											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
Ⅲ その他分											
依據後児童健全育成事業											
一時保育事業											
その他分計											
合計											

記入上の注意
 ①(市町村)交付金額の別長(第3欄)に定める基準額を記入すること。
 ②(欄)は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 ③(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ④(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑤(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑥(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑦(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑧(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑨(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑩(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑪(欄)は、⑦(欄)を記入すること。

改正後

		市町村名									
事業名	事業費 ① 円	寄附金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入残額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑨) 円
特定分											
延長保育事業											
依據後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分計											
Ⅱ 一般分											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
奨励費取込に係る精算届付を行う事業											
自前・文庫員費(保育・児童給付認定保護者)											
自前・文庫員費(保育・児童給付認定保護者)											
多岐な事業の参入促進・能力活用事業											
新参参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育給費											
依據後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間急襲等事業											
児童養護施設等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
子育て支援拠点事業											
一時保育事業											
一時保育事業											
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型											
一般型											
幼保連携型Ⅰ及び幼保連携型Ⅱ											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
Ⅲ その他分											
依據後児童健全育成事業											
一時保育事業											
その他分計											
合計											

記入上の注意
 ①(市町村)交付金額の別長(第3欄)に定める基準額を記入すること。
 ②(欄)は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 ③(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ④(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑤(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑥(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑦(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑧(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑨(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑩(欄)は、⑦(欄)を記入すること。
 ⑪(欄)は、⑦(欄)を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
利用者支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
特別措置分(1)分 計											1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)及び4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要領の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
幼児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)分 計											10/10
特別措置分(2)分 計											
総 合 計											

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要領の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額を合計し、額を記入すること。
- ⑩欄には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(差引額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更を行うことは、「IV 特別措置分(2) 計」欄の額を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。
- 「総合計」欄には、別表1(別業)の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
利用者支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
特別措置分(1)分 計											1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業、2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)及び4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要領の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
幼児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)分 計											10/10
特別措置分(2)分 計											
総 合 計											

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、幼児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について記入すること。
- ⑤欄には、交付要領の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ⑨欄には、⑧欄の額を合計し、額を記入すること。
- ⑩欄には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(差引額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更を行うことは、「IV 特別措置分(2) 計」欄の額を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。
- 「総合計」欄には、別表1(別業)の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="112 239 776 272">1. 利用者支援事業～10. 地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="489 343 799 508" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<div data-bbox="1557 343 1867 508" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="112 239 889 277">11. 一時預かり事業(1)一般型(その他分)～(5)居宅訪問型</p> <div data-bbox="489 343 799 508" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1557 343 1867 508" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

(6) 災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(月延べ児童数)					④、⑧以外の 対象乳幼児	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				1号認定	2号認定	3号認定	4号認定	5号認定			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	
2											
3											
4											
5											
	計										

(記入上の注意)

- ① 欄は、公立・私立のいずれかを記入すること。
- ② 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ③ 欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)
- ④～⑦ 欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること。)

(例) 4月14日～7月28日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

改正後	現行
<p>12. 病児保育事業～ 4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業</p> <div data-bbox="470 355 780 525" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 360 1860 530" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>